

## 危機管理連絡会議

日時：平成 26 年 11 月 14 日（金） 11:30 ～

場所：県庁 4 階 405 会議室

### 協議事項

- ・ 島根県の野鳥（コハクチョウ）のふんから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを受けた本県の対応について

報道各社御中 ← 環境省広報室

島根県で採取された渡り鳥糞便における鳥インフルエンザ検査状況等について  
(H26.11.13)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	島根県	安来市	渡り鳥糞便	11/3 採取			11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/13指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【今回の案件 (No.1) について】

1 主な経緯等

(1) 渡り鳥糞便の採取地点

島根県安来(やすぎ)市

(2) 経緯

- ・ 11月13日20時、京都産業大学より、島根県において、大学で独自に行っている渡り鳥糞便調査(11月3日に採取)により、コハクチヨウの糞便 2 検体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出された旨報告があった。
- ・ 同日、糞便採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル2として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html) に掲載)に基づき適切に対応。



【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方につい

て」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/20101204.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf))  
に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/))

平成26年11月13日(木)  
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
直 通：03-5521-8285  
代 表：03-3581-3351  
企 画 官：堀内 洋 (内線6470)  
鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)